

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名 重度心身障害者医療費助成事業
-------------------	-----------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	3	障害者福祉の確立
小分類	2	障害者（児）の自立促進
主要な施策	1	生活支援の充実
事務事業番号	001	事務事業コード 13321001 事業開始年度 昭和 4 8 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別 一般会計	予算書上の事務事業名 重度心身障害者医療費助成経費
-----------	---------------------------

部 名 保健福祉部	グループ名 国保・医療給付 G
-----------	-----------------

統合前または名称変更前の事業名

事務事業の目的と成果

対象	(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください) 市内に住所を有する次の要件を満たす重度心身障がい者。 身体障害者手帳を保持し、その等級が1級、2級又は3級（一部の障害に限る）に該当する方。 IQがおおむね50以下の知的障がい者と判定又は診断された方。 精神障害者保健福祉手帳を保持し、その等級が1級の方。 世帯の主たる生計維持者の所得が制度で定める限度額以内。
手段 (事業の内容・活動)	(目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください) 1. 上記対象者に係る助成範囲は次のとおりです。 身体障がい者及び知的障がい者については、通院及び入院等の医療全般。 精神障がい者については、入院を除いた医療。 2. 助成内容は、次のとおりです。 3歳未満又は市民税非課税世帯に属する受給者 保険診療に係る自己負担額（食費等を除く）のうち、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）を除いた額が助成されます。 市民税課税世帯に属する受給者 保険診療に係る自己負担額（食費等を除く）のうち、総医療費の1割相当の一部負担金（通院1ヶ月12,000円、入院1ヶ月44,400円を上限）を除いた額が助成されます。
目指す姿 (成果)	(事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください) 重度心身障がい者に係る保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ります。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください) 登別市重度心身障害者医療費助成条例 登別市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 北海道医療給付事業補助要綱

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	受給者受診件数	件	目標値	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
			実績値	22,207				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称 重度心身障害者医療給付事業費補助金	千円	40,333	45,956	52,133	52,133	52,133	156,399
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円	58,644	54,000	38,000	38,000	38,000	114,000
	一般財源	名称	千円	42,003	48,307	56,301	56,301	56,301	168,903
合 計				140,980	148,263	146,434	146,434	146,434	439,302
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	6,829	6,967			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	368	371			
			合 計		7,197	7,338			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 北海道との共同事業として運営されており、地域の障がい者に対する福祉政策の一環を担っています。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 重度心身障がい者に係る医療費の自己負担額を減額することにより医療費の負担が軽減され、重度心身障がい者の保健の向上や福祉の増進が図られています。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのように向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 本事業における成果の向上については、対象の拡大や一部負担金の軽減等が挙げられますが、この事業費を負担する地方自治体（登別市や北海道）は緊縮財政を迫られています。そのため、国が本事業に参入し、地方自治体と伴に財政負担を分け合う必要があると思われます。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 電算システムの導入により、事務処理に係る正確性が向上し、処理時間についても短縮されましたが、制度の複雑化などにより事務量が増加しています。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	本事業は、重度心身障がい者に係る医療費自己負担分を助成することにより、重度心身障がい者の経済的負担の軽減が行われ、保健の向上や福祉の増進が図られることから、維持が必要であります。
-----------	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）